

## 「あんじょう認知症“思いやり”企業」認定事業実施要綱

### （事業の目的）

第1条 認知症の本人及びその家族に対し、積極的に支援に取り組む企業・団体を認定し、公表すること（以下「あんじょう認知症“思いやり”企業」という。）により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

### （登録対象）

第2条 「あんじょう認知症“思いやり”企業」認定事業の対象者は安城市内にあり、もしくは安城市内において活動する企業・団体とする。ただし、認知症の人やその家族を対象とした医療、介護及び支援を業とする企業等を除く。

### （登録要件）

第3条 「あんじょう認知症“思いやり”企業」認定事業への登録要件は、第1項及び第2項を満たすものとする。

1 次に挙げる事項を少なくとも1項目以上満たさなければならない。

- （1）定期的に認知症サポーター養成講座を実施している。
- （2）過去3年以内に認知症サポーター養成講座を実施している。
- （3）認知症高齢者が利用しやすい環境づくりへの取組を行っている。
- （4）安城市高齢者見守り事業者ネットワーク事業に協定を結んでいる。
- （5）認知症の人とその家族への見守りや支援についての取組を行っている。

2 認知症に理解の深いまちづくりに関する企業・団体等における取組を宣言し、その公表に同意すること。

### （登録の申請等）

第4条 登録を受けようとする企業・団体等は、次の書類により市に申請する。

- （1）「あんじょう認知症“思いやり”企業」登録申請書（様式1）
- （2）「あんじょう認知症“思いやり”企業」宣言（様式2）

### （登録）

第5条 市は、前条の申請内容を審査のうえ、「あんじょう認知症“思いやり”企業」登録企業・団体を決定する。認定をしたときは、次の各号により通知等を行うものとする。

- （1）登録の通知
- （2）ステッカーの交付

(3) 支援団体名簿の作成

(4) 市ホームページ上への掲載

(登録後の遵守事項)

第6条 登録を受けた企業・団体は、次の各号に挙げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付されたステッカーを市民の見やすい場所に掲示すること。

(2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

(登録後の努力義務)

第7条 登録を受けた企業・団体は、当事業の理解及び協力が得られるよう、引き続き「認知症サポーター」の養成等に努めることとする。

(有効期限)

第8条 有効期限は登録から3か年を経過した年の3月31日とし、以降同様の扱いとする。

(登録内容の変更及び取消)

第9条 登録を受けた企業、団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに市長あてに申し出なければならない。

2 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録を受けた企業、団体から登録を辞退する旨の申出があったとき。

(2) 支援団体として不適格と認められる事実があったとき。

3 前項による取消を受けた者は、速やかに登録証を市に返納するものとする。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。